

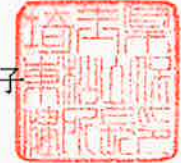
# 営業許可書

指令東保 第1-1126号  
令和4年11月9日

住所又は主たる  
事業所の所在地 埼玉県比企郡吉見町下細谷96

氏名又は名称 ヴィタリス製薬株式会社  
代表取締役 浦部 一之 様

埼玉県東松山保健所長 荒井 和子



令和4年7月27日 付で申請のあった食品営業については、食品衛生法第55条の規定により下記のとおり許可する。

- 記
- 1 営業所の所在地 埼玉県比企郡吉見町下細谷96
- 2 営業所の名称、屋号又は商号 ヴィタリス製薬株式会社

3 許可事項

営業施設符号 61・347・008154

営業の種類	許可の有効期間						許可の条件
	年	月	日から	年	月	日まで	
添加物製造業	4	11	9	11	2	28	
	[	以	下	余	白	]	

## 教 示

- 審査請求について  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。